

ネーミングライツ事業ガイドライン

令和8年1月
鈴鹿工業高等専門学校

目 次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨 ······	P 2
2. 対象施設等 ······	P 2
3. ネーミングライツ料 ······	P 5
4. 期間 ······	P 5
5. 選定の手続き ······	P 5
6. 事業募集の方法 ······	P 5
7. 応募資格 ······	P 6
8. 愛称等の付与の条件 ······	P 6
9. 審査項目及び審査ポイント ······	P 7
10. 契約（協定書）の締結・更新 ······	P 8
11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担 ······	P 8
12. ネーミングライツパートナーの特典 ······	P 8
13. デザインガイド ······	P 8
14. 契約（協定書）の解除 ······	P 10
15. リスク負担 ······	P 10
16. ネーミングライツ事業実施の流れ ······	P 11

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

ネーミングライツ事業の契約（協定書）により、本校の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本校の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利（以下「命名権」と併せて「命名権等」という。）について、本校が命名権等を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本校の教育・研究環境の向上を図るもので

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同頂ける法人等（法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。以下「法人等」という。）の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したもので

本校との契約（協定書）により、ネーミングライツパートナーには、命名権等を付与します。本校は、本校が発行する広報誌等にて、愛称等（愛称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ。）を積極的に使用することとし、ネーミングライツパートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

本校はネーミングライツ事業の対象となった施設等の美観の維持に努めることとします。また、ネーミングライツパートナーから得るネーミングライツ料を施設等の維持管理・修繕等に有効活用することで、教育・研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本校との契約（協定書）により本校の施設等に愛称等を設定できます。また、本校施設及び構内に愛称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツ事業の種類について】

本校のネーミングライツ事業には、次の3種類があります。

- ・施設指定型
　法人等に本校が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を除く。）の命名権を与えるもの
- ・スペース指定型
　法人等に本校が指定した講義室その他の室、スペース等の命名権を与えるもの
- ・提案広告型
　法人等からの提案により、指定した施設等への広告掲示等を認めるもの

2. 対象施設等

1) 施設指定型

①候補施設について

福利施設、体育館、図書館、教室棟及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とし、教育・研究施設（教室棟除く。）、管理施設、倉庫、便所などは、原則、対象外とします。

②対象施設について

公表及び公募対象施設は、運営会議で審議し、校長が決定します。

③候補施設（建物）（例）※隨時更新

対象施設	施設名称	建築年 (改修年)	規模 (延床面積) (m ²)	契約（協定）期間	備考
学寮	青峰寮 A	1993 (2024)	2,209	3年～5年	
	第1青峰寮	1966 (1996)	1,731	3年～5年	
	第2青峰寮	1963 (2003)	1,342	3年～5年	
	第4青峰寮	1969 (1994)	3,053	3年～5年	
	寮食堂	1968 (1999)	580	3年～5年	
第1体育館	第1体育館	1965	1,485	3年～5年	
第2体育館	第2体育館	1980	880	3年～5年	
剣道場（修道館）	剣道場	1965	543	3年～5年	
柔道場（弘道館）	柔道場	1969	291	3年～5年	
弓道場（志誠館）	弓道場	1965	131	3年～5年	
野球場	課外活動施設	-	9,360	3年～5年	
テニスコート	課外活動施設	-	4,412	3年～5年	
陸上競技場	運動場	-	10,700	3年～5年	
くらぶハウス	くらぶハウス	2016	128	3年～5年	

2) スペース指定型

①候補スペースについて

福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、講義室、会議室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとし、執務室、教員室、研究室、実験関連諸室、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室など、教育・研究スペース（講義室等を除く）や管理スペースなどは、原則、対象外とします。

②対象スペースについて公表及び公募対象スペースは、運営会議で審議し、校長が決定します。

③候補スペース（例）※隨時更新

対象施設	スペース名称		建築年 (改修年)	規模 (延床面積) (m ²)	契約(協定) 期間	備考
事務・教養棟(総務課・学生課・教養教育科)	2階	会議室A	1963 (2015)	30	3年～5年	
	2階	会議室B	1963 (2015)	124	3年～5年	
生物応用化学科・教室	1階	第1合併講義室	1967 (1999)	89	3年～5年	
		第2合併講義室	1967 (1999)	119	3年～5年	
	2階	第2講義室	1967 (1999)	89	3年～5年	
	3階	第3合併講義室	1967 (1999)	208	3年～5年	
電子情報工学科・教室	3階	第1講義室	1999	101	3年～5年	
マルチメディア棟(図書館・情報処理センター)	1階	図書館(閲覧室、書架、閉架書庫)	1970 (2001)	662	3年～5年	
	1階	視聴覚室	1970 (2001)	144	3年～5年	
	1階	L L 教室	2001	137	3年～5年	
	2階	情報処理演習室1	2001	161	3年～5年	
	2階	情報処理演習室2	1970 (2001)	168	3年～5年	
	2階	情報処理演習室3	1970 (2001)	101	3年～5年	
クリエーションセンター	1階	創造活動実践教育エリア	1964 (2013)	374	3年～5年	
青峰会館	2階	ミーティングルーム(第2セミナー室)	1981	38	3年～5年	
	2階	多目的集会室(第3～第5セミナー室)	1981	132	3年～5年	
	1階	軽食堂	1981	181	3年～5年	
イノベーション交流プラザ	1階	起業家工房A	1967 (2014)	122	3年～5年	
	1階	起業家工房B	1967 (2014)	93	3年～5年	
	2階	サイエンス教育支援室	1967 (2014)	153	3年～5年	

2階	創造活動デザイン室	1967 (2014)	80	3年～5年	
3階	多目的学習室2	1967 (2014)	88	3年～5年	
3階	多目的学習室3	1967 (2014)	63	3年～5年	

3) 提案広告型

①広告掲示等について

原則、A2版、A3版の広告物を掲示することができます。対象は全ての施設・設備としますが、執務室、教員室、研究室、実験関連諸室、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室などの教育・研究スペース（講義室等を除く）や管理スペースなどは、原則、対象外とします。また、内容や掲示方法等については、周辺環境の景観等を考慮のうえ決定します。

②ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の基準価格は下記のとおりとし、ネーミングライツパートナーにて本校指定のフレームを用い掲示を行います。

※フレームはネーミングライツパートナーが負担

パネルサイズ	基準価格（年間）※消費税抜き	契約（協定）期間
A2版	10万円	1年～5年
A3版	5万円	1年～5年
その他サイズ等	要協議	1年～5年

3. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

ネーミングライツパートナーは、原則、年度ごとに、指定期日までに本校にネーミングライツ料を納入するものとします。

4. 期間

契約（協定）期間は、「施設指定型」及び「スペース指定型」は原則3年以上5年以下、「提案広告型」は原則1年以上5年以下とし、個別の契約（協定書）ごとに定めます。

5. 選定の手続き

- (1) ネーミングライツ事業の対象施設・スペースは運営会議で審議し、校長が決定します。
- (2) ネーミングライツパートナーの選定は、運営会議で審議し、校長が決定します。

6. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとします。

「施設指定型」及び「スペース指定型」の公募の実施は、運営会議の議を経て、校長が決定します。

「提案広告型」の公募は、共通の公募要領により実施し、ネーミングライツパートナーからの申込みごとに採否を決定します。

- 1) 「施設指定型」及び「スペース指定型」

- ① 候補施設（公募対象となる可能性のある施設）をホームページ等により学外公表
- ② 応募が期待される施設を運営会議にて審議
- ③ 校長が公募施設を決定
- ④ 公募要領の作成
- ⑤ 公募開始
- ⑥ 法人等からの申込み
- ⑦ ネーミングライツパートナー選定を運営会議にて審議
- ⑧ 校長がネーミングライツパートナーを決定
- ⑨ 契約（協定書）締結
- ⑩ サイン等の設置
- ⑪ 愛称等の使用開始（事業開始）

2) 「提案広告型」

- ① 公募要領を公表（公募開始）
- ② 法人等からの申込み
- ③ 運営会議にて審議
- ④ 校長によりネーミングライツパートナーを決定
- ⑤ 契約（協定書）締結
- ⑥ 広告等の設置
- ⑦ 事業開始

7. 応募資格

次のいずれかに該当する法人等は、ネーミングライツ事業に応募することはできません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本校が認めるもの

8. 愛称等の付与の条件

愛称等は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本校の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。命名権等の付与期間においても、校長が特に必要と認めるときは、愛称等の変更を求める場合があります。また、次のいずれかに該当するものは愛称等として設定することができません。

- ① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張のあるもの

- ⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧ 本校の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪ たばこの広告又は喫煙を促すもの
- ⑫ アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- ⑬ 良好的な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑭ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑮ その他愛称等として適当でないと本校が認めるもの

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに本校の運営会議において、応募資格、愛称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約（協定）期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

・「施設指定型」及び「スペース指定型」

審査項目	審査ポイント
資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか ・経営基盤が安定しているか など
愛称等	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に受け入れられるか ・愛称等は施設等にふさわしいものであるか ・サイン等の設定条件を満たしているか など
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨に沿っているか など
ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・基準価格を満たしているか ・適切な金額であるか など
契約（協定）期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間設定は適切か（原則3～5年）

・「提案広告型」

審査項目	審査ポイント
資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか ・経営基盤が安定しているか など
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員に受け入れられるか ・施設等にふさわしい内容であるか ・条件等を満たしているか など
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨に沿っているか など
ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・基準価格を満たしているか ・適切な金額であるか など

契約（協定）期間	・期間設定は適切か（原則1～5年）
----------	-------------------

ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は参考とさせて頂き、契約（協定）時に別途協議して決定します。

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ その他募集要項において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）

10. 契約（協定書）の締結・更新

本校は、命名権等の決定を通知したネーミングライツパートナーとネーミングライツ事業に関する契約（協定書）を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約（協定書）更新に際して優先的に交渉をすることができます。ただし、契約（協定書）更新後の期間については5年を限度とし、最初の更新時より5年を経過する場合は、改めて公募等の手続きを行います。

11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権等の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約（協定）期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約（協定書）締結後に作成する本校広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本校の負担により行います。

12. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本校と協議が必要です。
- ② 本校の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本校のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ 学内で行われるイベント等で学内関係者（学生を含む。）や学外者に開催案内を行う際は、ネーミングライツパートナーが申請し、本校が認めた愛称を積極的に使用することとします。
- ⑤ その他、希望される附帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本校の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

①共通

- ・ 背景や周辺環境に配慮した建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・ 色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。

- ・ 施設等の正式名称と愛称等で混乱を生じることがないように、ネーミングライツ事業によるサイン等の設置は、既存サインから充分に離隔させた位置とします。
- ・ 安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう確実に固定等を行うこととします。

②屋外サイン等 ※

- ・ 対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サインの合計面積は3%以内とします。なお、対象施設等部分の外壁1面の面積とは、対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積とします。(最大面積2.4m²とし、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。)
- ・ 窓面・窓内のサインは、建物の低層部(2階程度)までの表示とします。
- ・ 歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
- ・ 電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。

③屋内(内壁・柱等)サイン等 ※

- ・ 対象施設等の内壁(対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く)の総面積に対して、サイン等の合計面積は2%以内とします。(最大面積1.8m²とし、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。)
- ・ 建物全体や他の空間と合せた範囲が、ネーミングライツ事業の範囲と認知されないようにすることとします。
- ・ 講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、愛称等とします(試験等を行う際には、一次的にサイン等を隠すことがあります。)。

④屋内広告等

- ・ 「提案広告型」の広告については、本校が指定したフレームにより掲示を行い、他の掲示物を含め室内的統一感を保ちます。フレームカラーは協議によります。
 - ・ 広告の内容は、本校の運営に支障を及ぼさないものとします。
- (「8. 愛称等の付与の条件」参照)

⑤その他

前述までの範囲内であっても、本校の運営会議において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。

また、本ガイドラインに記載のない事項については、運営会議において判断します。

命名権等の付与期間中でも本校の基準に合致しないことが判明した場合は、本校はサイン等の変更を求めるすることができます。

※サイン等のイメージ図(例示)は以下のとおりとし、外郭全体は設置する建物等と同色、又は透明とする。なお、文字等の色はネーミングライツパートナーが社内イメージとして使用しているものとしてもよいが、周辺環境と調和しているかなどに配慮する必要がある。

(イメージ図)



14. 契約（協定書）の解除

1) 契約（協定書）解除の要件

校長は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約（協定書）を解除することができます。この場合、契約（協定書）解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ② 「7. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ ネーミングライツパートナーより契約（協定書）解除の申出があったとき。
- ⑤ その他、校長がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約（協定書）の解除が必要であると認めるとき。

※⑤により契約（協定書）を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

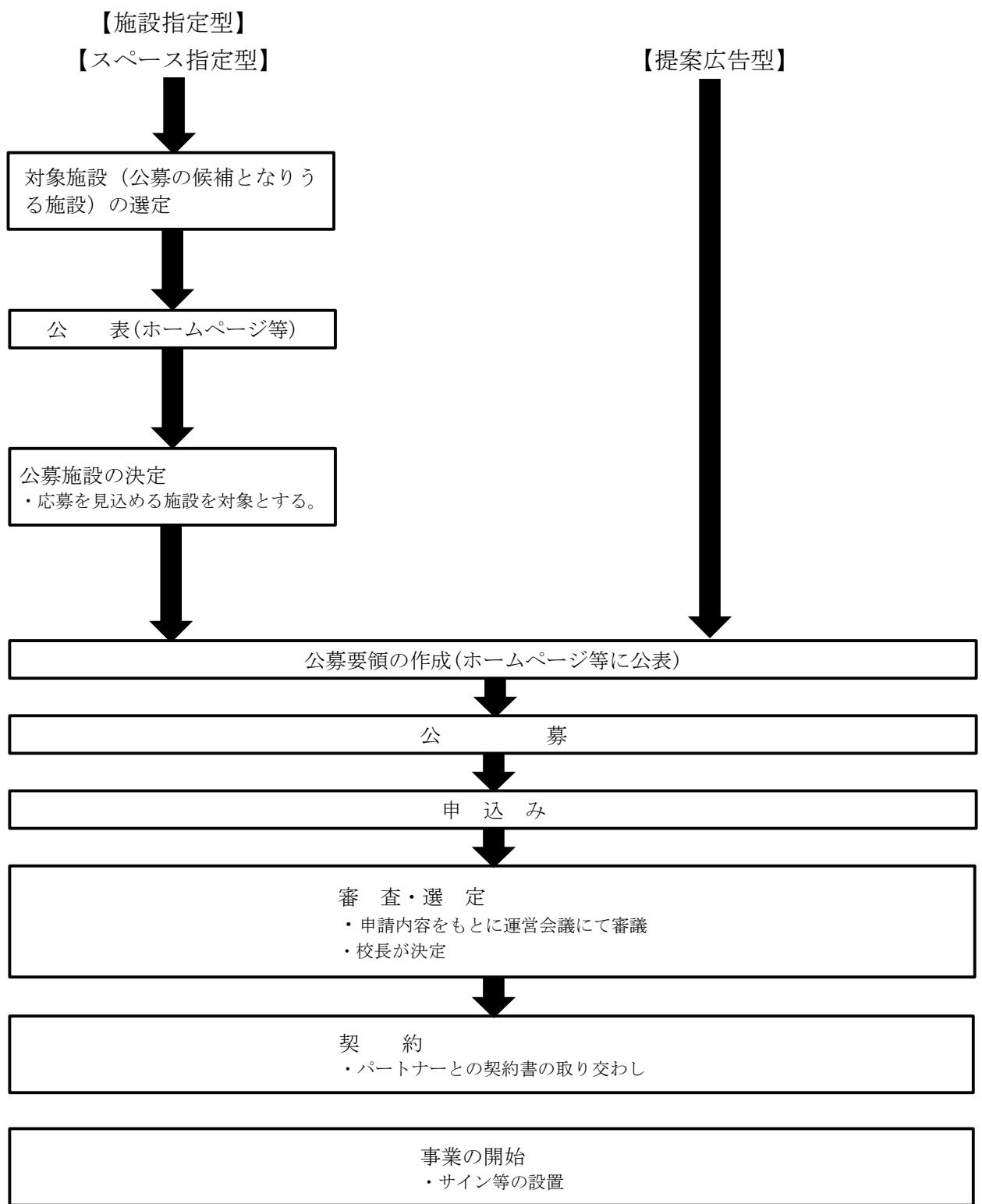
2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、校長に契約（協定書）の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本校に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本校とネーミングライツパートナーとが協議のうえ、決定します。

15. リスク負担

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や愛称等が第三者の商標権を侵害した場合など、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ



令和 年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申込者
住 所
名 称
代表者

ネーミングライツ事業申込書

鈴鹿工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	<input type="checkbox"/> 施設指定型 <input type="checkbox"/> スペース指定型 <input type="checkbox"/> 提案広告型
施設名称（室名、箇所等）	
応募の趣旨	
愛称等の案 (提案広告型は省略)	※デザイン等は別途添付
愛称等の理由 (提案広告型は省略)	
希望ネーミングライツ料	円（年額／税別）
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	電 話
	F A X
	E-mail

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) その他公募要領において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）